

深夜区分及び早朝区分の 使用料・手数料の改定についてのお知らせ

令和元年12月吉日
S&Nスポーツマネジメント芦屋

平素は芦屋市立体育館・青少年センターをご利用いただき誠にありがとうございます。
消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、以下のように利用料・手数料が改定となります
ので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

【改定時期】

新料金は、令和2年4月1日から適応します。

ただし、令和2年3月31日までに手続きが完了したもの（許可書を交付した予約分など）に限り、
改定前の使用料を適用します。

①深夜区分の利用料・手数料の改定

（芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）に伴う

	改正後(円)	現行(円)
競技場 1	8,640	7,200
競技場 2	8,640	7,200
剣道場	3,560	3,000
柔道場	3,560	3,000
控え室	1,860	1,700

※ 21:00～22:50の利用料金

※ 減免・加算の割合についての改定はありません。

②早朝区分の利用料・手数料の改定

（芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）に伴う

	改正後(円)	現行(円)
競技場 1	2,160	1,800
競技場 2	2,160	1,800
剣道場	720	600
柔道場	720	600
控え室	590	500

※ 競技場A区分（9:00～11:50）を大会利用される団体のみ申請可能

※ 1時間当たりの料金（早朝1（7:00～8:00）早朝2（8:00～9:00））

※ 減免・加算の割合についての改定はありません。

使用料・手数料等の見直しのルール

(1) 使用料・手数料の「現行料金」に、消費税引上げ分の影響を適正に転嫁する観点から、当該消費税引上げ分を料金に反映
（※）することを基本とします。

※現行料金に110/108を乗じた額（10円未満切捨て）とします。

※金額が法令等に基づくものや消費税の課税対象ではない行政サービス（非課税取引）に係るものなど、一定の使用料等を除き
ます。

(2) ただし、「コスト」と「現行料金」を比較し、「コスト」が「現行料金」を相当程度上回っている場合（※1）には、利用者
と非利用者との負担の公平性を確保する観点から、料金を一定の範囲内（※2）で引き上げます。

※1「コスト」が「現行料金」の2倍を超える水準にある場合とします。

※2激変緩和の観点から、「現行料金」の1.2倍とします。

(3) なお、「コスト」が「現行料金」の2倍以内の水準に収まっている場合であっても、料金の見直しが必要と判断する場
合には、「現行料金」の1.2倍を上限として、料金を引き上げます。

(4) 政策的な合理性や近隣自治体とのバランス等によって上記(1)～(3)に依れない場合は、料金を据え置きます。